

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus

# EUタクソミー 企業への報告要求

### 目次

背景

EUタクソミー規則

EUタクソミーの範囲

第8条開示要件

開示の場所

適用日

保証

- 欧州連合（EU）は、EUグリーン・ディールやパリ協定に対応して、透明性を促進し、金融資本の流れを持続可能な投資へと方向転換するための、より広範な持続可能な金融戦略の一環として、タクソミー（“EUタクソミー”）を創設しました。EUタクソミーは、投資家がより持続可能な技術やビジネスに投資を再配分できるようにし、2050年までに欧州を気候中立にするために貢献することを目的としています。
- EUタクソミーは、経済活動の分類システムであり、『[タクソミー規則（Regulation）](#)』によって定められた6つのEU環境目標のうちの1つ（またはそれ以上）を備えることで、当該経済活動は『環境的に持続可能』であるとみなされます。気候変動の緩和と適応の目的に最も関連性の高い貢献ができる経済活動が優先されます。
- [EUタクソミー規則](#)は、また、非財務報告指令（NFRD）<sup>1</sup>の適用範囲（及び、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）<sup>2</sup>施行後に拡大される適用範囲）の企業に関する、必須開示要求を定めています。EUの規制市場で取引されている証券を持つEU域外企業は、現在は、該当するEU規制市場によって要求される場合にはEUタクソミー規則の適用対象となりますが、いずれにしてもCSRDが発効すれば適用対象となります。
- タクソミー規則は、EUサステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）の下で、金融市場参加者（アセットマネジャー、年金基金、保険会社など）が要求されている開示事項を一部修正します。これは、EU内で金融商品の提供を行っている企業など、特定のEU域外企業に影響を与えます。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

1. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095&from=EN>

2. [CSRD](#)は、NFRDによって導入された既存の報告要件を修正します。報告すべき内容のみならず、サステナビリティ情報の公表を要求される企業の範囲を大幅に拡大しています。CSRDはEU加盟国の法律に転換される必要があります。CSRDの最も早い適用は、現在NFRDの範囲内にある企業で、2024年1月1日以降に開始する会計年度です。

- NFRD（およびCSRD発効後にはCSRD）の対象となる金融機関<sup>3</sup>は、融資、投資、保険などの金融活動における環境的に持続可能な経済活動の割合について、業界に関する比率を開示する必要があります。
- NFRDの適用範囲（およびCSRD発行後にはCSRDの拡大された適用範囲）にある非金融機関は、特にその非財務情報において、環境的に持続可能であると認められる経済活動に関連する売上高、CapexおよびOpexの割合を開示しなければなりません。タクソミーに準拠する活動（Taxonomy-aligned activities）とは、i) 規定された6つの環境目標のうちの1つ以上に実質的に貢献し、ii) これらの目標の他のいずれにも重大な損害を与えず、iii) 最低限のセーフガードを遵守する活動です。
- 開示要件は段階的に導入されており、金融機関と非金融機関では異なる規則が適用されます。2021年1月1日以降に開始した報告期間に関する、2022年1月1日以降に公表された報告書については、6つの環境目標のうちの2つに関連するタクソミー適格<sup>4</sup>およびタクソミー不適格活動の割合のみが要求されました<sup>5</sup>。2022年1月1日以降に開始する報告期間に関する、2023年1月1日以降に公表される報告書の開示は、はるかに広範になります。2022年1月1日以降に開始する期間の非金融企業には、2つの気候関連目的のためのタクソミーに適合する活動の割合を表すKPIと、それに付随するすべての定性情報の報告が求められます。この開示は、2025年1月1日以降に開始する期間からトレーディング勘定（Trading Book）および非銀行活動のタクソミーへの準拠性（Taxonomy-alignment）を開示しなければならない銀行を除き、金融機関についても、2023年1月1日以降に開始され2024年1月1日以降に公表される期間において、要求されます。
- 規則の一貫した適用を確保するために、定義と具体的な開示要件を明確にする必要があるため、必要な開示の報告スケジュールを守ることは難しいチャレンジです。企業は、EUタクソミーの報告要件を満たすために必要なデータを収集するための適切なプロセス、システム、コントロール、および専門知識があることを確認する必要があります。
- 欧州証券市場監督局（ESMA）は、タクソミー規則第8条で求められている開示を[2022年の上場企業の年次財務報告書の焦点](#)として特定しており、非金融機関が気候変動の緩和または適応という目的を持つ経済活動とについてのタクソミー準拠性（Taxonomy-alignment）を初めて開示することを考えると、2023年はこの報告にとって重要な年になることを強調しています。

## 背景

気候変動と環境悪化は、世界的に即時かつ緊急の対応を必要とし、金融システムは重要な役割を果たします。気候関連及び持続可能性関連の問題に関する企業報告の透明性を実現することは、世界が低炭素経済に移行する中で、長期的で回復力のあるビジネスに資本を向けるのに役立ちます。こうした動きへの対応が世界中で起こっています。

欧州では、2019年12月に欧州委員会（EC）が[欧州グリーン・ディール](#)を提示し、2050年までに温室効果ガスの純排出量をゼロにすることを目指すと宣言したほか、2021年4月には[サステナブル・ファイナンスパッケージ](#)と呼ばれる、EU全域におけるカーボンニュートラル経済への移行を支援し、持続可能な活動に向けた資本の流れを改善することを目的とした一連の法的措置を発表しました。

3. 開示委任法第1条第8項の定義による。

4. 「タクソミーに適合な経済活動」とは、その経済活動が委任法令に定められた技術的審査基準のいずれかまたはすべてを満たしているかどうかにかかわらず、EUタクソミー委任法令に記載されている経済活動をいう。

5. 最初の2つの目的は、気候変動の緩和と気候変動への適応である。

企業の報告要求を再構築する主な法律には以下のものがあります。

- 非財務報告指令（NFRD）に規定された年次報告における既存のサステナビリティ開示を強化する[企業サステナビリティ報告指令（CSRD）](#)。ECは、CSRDが金融チェーンを通じたサステナビリティ情報の一貫した流れのための不可欠な基盤であると認識しています。企業は、現在草案の形である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を使用して報告しなければなりません。CSRDはまた、大規模な非情報企業や中小の上場企業にまでその範囲を広げています。
- 環境目的に貢献する経済活動を分類するためのシステムを定め、範囲内の企業に対し、その企業の活動が環境的に持続可能な経済活動とどのように、どの程度関連しているかについての情報を非財務情報報告に含めることを要求する『[EUタクソミー規則](#)』（及びこれを支える委任法令）；及び
- 金融市場の参加者とアドバイザーに対し、提供される金融商品の環境、社会、ガバナンス（ESG）の質に関して、より透明性を確保することを要求する、『[サステナブル・ファイナンス開示規則](#)』（SFDR）

CSRDとESRSの詳細については、我々の出版物を参照してください。

[iGAAP in Focus – 欧州サステナビリティ報告 – 企業サステナビリティ報告指令の全世界的な展開](#)

[iGAAP in Focus – 欧州サステナビリティ報告 – EFRAG、ESRS草案の第一弾を欧州委員会に提出](#)

|    | EUタクソミー規則   | 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）   | サステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）  |
|----|---|--|--|
| 概要 | 環境の持続可能性に実質的に貢献する活動を定義し、一定の開示要求を課す。また、金融市場参加者向けのSFDRの要素を一部更新している。 | 年次報告におけるサステナビリティ開示を強化し、非財務報告指令（NFRD）の要件に取って代わる。  | 金融市場の参加者及びアドバイザーによるサステナビリティ報告、及び、既存の契約前及び定期的な開示義務の一部として、顧客に提供される金融商品のESG品質について透明性を要求し、事後的にウェブサイトでの公開も要求。 |
| 範囲 | NFRD適用企業（及びCSRD発行後はCSRDの適用企業）に、EUタクソミーへの準拠性を報告させる。                | 全EU大企業及び全上場企業（上場零細企業を除く）；後に中小上場企業が続く<br>また、EUの規制市場に上場していないEU域外企業で、EU内の純売上高が1億5000万ユーロ（過去2会計年度連続）を超え、EU子会社（大規模またはEU規制市場に上場）またはEU支店（前会計年度の純売上高が4000万ユーロを超える）が少なくとも一つあるものにも適用される。詳細については、 <a href="#">iGAAP in Focus</a> を参照。 | EU域内で投資商品を提供する金融市場参加者、EUの消費者をガイドする金融アドバイザー   |

|                   |   |  |  |
|-------------------|---|--|--|
| <b>EU域外企業への影響</b> | <b>対象：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内で金融商品を提供するEU域外企業</li> <li>EU域外企業のEU子会社（NFRD / CSRDの範囲内の場合）</li> <li>必要な情報を親会社に提供する必要があるEU親会社の非EU子会社</li> <li>EU規制市場に上場しているEU域外企業は、特定のEU規制市場で必要とされている場合は対象となる可能性があり、また、CSRDが発効すればいずれにしても対象となる可能性がある</li> </ul> | <b>対象：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU規制市場に上場しているEU域外企業</li> <li>EU域外企業のEU子会社</li> <li>上記の範囲の基準を満たす、EUの規制市場に上場していないEU域外企業</li> <li>必要な情報を提供する必要があるEU親会社の子会社</li> </ul>   | <b>対象：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU域内で営業している、またはEUを拠点とする顧客と取引している非EU金融機関</li> </ul> |
| <b>時期</b>         | 2021年1月1日以降に開始する期間。現在NFRD（及び発効後はCSRD）の適用範囲内にある企業についての新たな開示については、下記の <a href="#">適用日</a> を参照のこと  | 次の日以後に開始する会計年度について、段階的に効力を生ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在NFRDの範囲内にある企業は2024年1月1日</li> <li>その他のEU大企業及びEU規制市場に上場しているEU域外企業については2025年1月1日</li> <li>EU規制市場に上場しているEU及び非EUの中小企業については2026年1月1日</li> <li>上記の範囲の基準を満たすEU規制市場に上場していないEU域外企業については、2028年1月1日</li> </ul> | 主要規則は2021年3月10日から適用。ESGに特化した金融商品の定期報告における、より詳細な開示要求は2023年1月1日から適用される。                                |

このiGAAP in Focusでは、NFRD<sup>6</sup>（及びCSRD発行後はCSRD）の適用範囲内の企業に対して導入される開示要求に焦点を当てて、EUタクソノミー規則をより詳細に見ていきます。

6. 公益事業体である大規模事業体は、会計年度中の平均従業員数が500人という基準を貸借対照表日に超えているもの。

## EUタクソミー規則

### タクソミー規則及び委任法令

EUタクソミー規則<sup>7</sup>は、2020年6月22日に欧州連合の官報に掲載され、2020年7月12日に施行されました。200人を超える各産業の専門家や科学者との協議を経て開発され、その目的は、環境的に持続可能な経済活動の分類システムである「グリーン・リスト」の作成です。持続可能な活動と投資慣行に関する共通の定義を作成し、投資における「環境の持続可能性」のレベルを設定することで、EUタクソミーは、以下のことを目指しています。

- グリーンウォッシングを防止し、企業や投資家の透明性を高める
- 投資家がより持続可能な技術やビジネスに投資を再配分できるようにし、2050年までに欧州を気候中立にすることに貢献する

EUタクソミー規則は、サステナビリティ情報の質と一貫性を高めるというEUの目的に不可欠な役割を果たそうとしています。それは、経済活動が環境的に持続可能であるかどうか、すなわち、6つの規定された環境目標の1つ以上に実質的に貢献する活動であるか否か、加えて、これらの環境目標の他のいずれかに重大な損害を与えず、最低限の社会的及びガバナンス上のセーフガードを遵守する活動否かを判断するための枠組みを設定します（[下記参照](#)）。

EUタクソミー規則は、特定の経済活動がそれぞれの環境目的に貢献しているとみなされる条件を決定するための技術的スクリーニング基準（TSC）を設定する委任法令によって支えられています。気候変動の緩和と適応に大きく貢献する経済活動の技術的スクリーニング基準に関する最初の委任法（『[気候委任法](#)』）が2021年6月4日に採択されました。さらに、2022年3月9日に、特定の原子力・ガス活動に関する『[補完的気候委任法](#)』が続きました。残りの4つの環境目標に対処する委任法の採択も今後予定されています。

EUタクソミー規則第8条で要求されている情報の内容と開示及びその開示義務を遵守するための方法を規定した別の委任法令（『[開示委任法](#)』）が2021年7月6日に公表されました。ECはまた、サポートするFAQ（[下記参照](#)）を公開しました。このiGAAP in Focusにおける残りのセクションでは、要求される開示に焦点を当てます。

### 開示事項

第8条は、NFRD<sup>8</sup>（または発効時にはCSRD）の適用範囲にある企業に対し、その活動が環境的に持続可能な経済活動（タクソミーに沿った経済活動と呼ばれる）とどの程度関連しているかについて、技術的スクリーニング基準に従って情報を開示することを求めています。第8条は、売上高、設備投資、運営費に関する非金融機関の定義済みKPIを規定し、環境的に持続可能な経済活動の割合を示しています。対象となる金融機関は、その業種に関連する比率を開示する必要があります（後述）。

### 他の法令作成の基礎となる

EUタクソミーは他の法制上の措置の基礎にもなっています。

- SFDRの下では、金融市場の参加者は、自らの金融商品がEUタクソミーとどの程度整合しているかを報告する必要があります。これには、投資及び投資信託、保険ベースの投資商品、個人及び企業年金、個人のポートフォリオ管理、保険及び投資の両助言が含まれます。タクソミー規則はSFDRを修正し、契約前の開示や定期報告における透明性に関する金融市場参加者にとっての規則を補います。
- また、SFDRの適用対象に該当するグリーンな社債や金融商品については、表示の基礎としてEUタクソミーを用いる必要があり、EUグリーンボンド基準ではタクソミーを適格性のベンチマークとすることを提案しています。さらに、提案されている個人向け金融商品のためのEUエコラベルには、環境的に持続可能な経済活動への最小投資のための閾値を定義するタクソミーが含まれています。

7. [持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する欧州議会及び理事会の規則（EU）2020/852、及びその改正規則（EU）2019/2088](#)

8. CSRDに従って非財務情報を公表することが義務付けられている企業の範囲は、NFRDの場合よりもはるかに広い

### EUタクソミーの範囲

EUタクソミーは、以下のように、それぞれの対象について別々の方法で適用されます。

1. 現在、非財務報告指令（NFRD）<sup>9</sup>の対象となっているすべての企業と、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）適用後はその対象となるすべての企業（上記の適用範囲参照）には、全ての大企業<sup>10</sup>とEU規制市場に上場している企業（ただし零細企業は除く）が含まれます。
2. EU域内で金融商品を提供する金融市場参加者；及び
3. EU及び加盟国によって採択された措置に従って環境的に持続可能なものとされた金融商品または社債に関する、金融市場参加者または発行者。

この範囲には、EU規制市場に上場しているEU域外企業や、EU域外企業の大規模なEU子会社が含まれます。

この規制は、EU規制市場に上場している中小企業（small and medium-sized enterprises / "SMEs"）を除き、SMEsに新たな要件を課すものではありません。また、SME growth marketsやmultilateral trading facilitiesに上場されている中小企業は含まれません。

#### Observation：EU域外企業への影響

EU規制市場で負債証券または株式証券を上場しているEU域外企業は、当該市場で要求されている場合は、EUタクソミーとの整合性を現時点でも報告することが求められていますが、そうでなかったとしても、CSRDが施行された時点で対象となります。

EU企業の子会社であるEU域外企業は、親会社がNFRD（または発効時にはCSRD）の適用対象である場合、EUの親会社がEUタクソミー規則第8条に従って報告義務を果たすのを支援するために、関連情報をEUの親会社に提供する必要がある場合もあります。

EU域内で金融商品を提供するEU域外企業は、既存の契約前及び定期的な開示義務の一部として特定の開示を提供する必要があり、事後的には、EUサステナブル・ファイナンス開示規則（SFDR）に基づくより広範な要求事項の一部として、自社のウェブサイトを開示する必要があります。SFDRはEUタクソミー規則によって更新され、EUタクソミー規則に基づく製品の新しい財務情報開示要件を追加しました。

### 第8条開示要件：NFRDの適用範囲内の企業

開示要件：NFRD（及びCSRD）の適用範囲内にある非金融会社

#### KPIの開示

タクソミー規則第8条の適用を受ける非金融会社は、以下の3つのKPIを開示しなければなりません。

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 環境的に持続可能な経済活動とみなされる活動の割合、パーセンテージ： | 売上    |
|                                   | CapEx |
|                                   | OpEx  |

これらのKPIを（必要な補足説明とともに）報告することで、企業の現在及び計画中の活動が環境目標にどのように貢献しているか、また、現在のタクソミーに整合した経済活動の範囲をどのように拡張しているか、または最大5年間以内にタクソミーとの整合を目指しているかについての洞察が得られるはずですが、第8条で要求されている開示は重要性評価の対象外であり、常に提供されなければなりません。しかし、非金融会社についてはOpExに関連する重要性の免除があり、開示委任法の付録Iは代替的な開示を要求しています。

タクソミー規則が施行された最初の年（2021年1月1日以降の期間）は、開示すべき割合は、タクソミー適格活動と非適格活動のみに基づいていました。それ以降の年は、タクソミーに準拠活動に基づく割合の開示も必要です。KPIの算出方法に関する詳細及び発効日は以下の通りです。

9. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095&from=EN>

10. 大企業は次の3つの基準のうち少なくとも2つの基準を超えるもの：総資産合計：20百万ユーロ；純売上高：40百万ユーロ；期中平均従業員数：250人

**Observation : Taxonomy-eligible vs Taxonomy-aligned**

「タクソミーに適格な経済活動（Taxonomy-eligible economic activity）」とは、EUタクソミーの経済活動リストに沿った6つの環境目的のうち1つ以上に貢献する可能性のある活動です。経済活動は、委任法令に定められた技術的スクリーニング規準のいずれかまたはすべてを満たしているかどうかにかかわらず、適格（eligible）であることができるため、適格性は環境パフォーマンスの指標ではありません。

「タクソミーに準拠する経済活動（Taxonomy-aligned economic activity）」は、EUタクソミー委任法に含まれる関連する技術的スクリーニング規準を満たしている場合、すなわち、6つの環境目的の少なくとも1つに実質的に貢献し、他の5つに重大な損害を与えず、最低限のセーフガードを遵守している場合で、環境的に持続可能であるとみなされる活動です。

3つのKPIはそれぞれ一定の基準を満たす必要があり、3ステップで計算することができます。

**ステップ1-適格な活動を特定する**

最初のステップは、企業のタクソミーに適格な経済活動を特定することです（詳細は後述）。

気候委任法は、次の産業を含む経済活動を詳述しています。環境保護・再生活動、製造業、エネルギー、上水道・下水道・廃棄物管理・浄化、輸送、建設・不動産業、電気・蒸気・空調、情報通信技術、そして専門的、科学的、技術的な活動。

気候変動への適応に関する気候委任法の付録IIには、金融・保険、教育、人間の健康と社会事業、住居のケアと芸術、娯楽とレクリエーション活動などの追加的な経済活動が含まれていることにも留意してください。

**Observation : 産業と活動の収斂**

気候委任法には、活動が気候変動の緩和や適応に大きく貢献する可能性のあるすべての産業に関する規準が含まれているわけではありません。EUタクソミーは時間をかけて開発されており、また、委任法やその改正には、追加の経済活動や産業が含まれる場合があります。例えば、共通農業政策に関する関係団体の交渉が進行中であることを考慮し、農業部門の規準は今後の委任法に含まれる可能性があります。その間、気候委任法の対象とならない分野で経済活動を行っている企業は、EUタクソミー規則への準拠性について報告することができなくなります。

気候変動の緩和と適応に最も関連性ある貢献ができる経済活動が優先されることと、それらが現在の程度「環境的に持続可能」であるかを考慮することとは分けて考える必要があります。優先事項には、CO2排出量に大きく貢献する部門と、その変革を可能にする活動が含まれます。これは、エネルギーや製造業などの変革を進めている産業が、EUの気候目標を達成する上で果たす重要な役割を反映しています。

**Observation : 原子力と天然ガスの活動**

EU加盟国は、EUタクソミーの経済活動リストから原子力と天然ガスを除外することについて激しい議論を行いました。このような活動は、石炭などのより有害なエネルギー源からの移行を加速させ、低炭素の再生可能エネルギーへの移行を促進すると考える人もいます。2022年7月には、EUタクソミーに該当する経済活動のリストに特定の原子力・天然ガス活動を組み込む補完的な気候委任法が公表され、2023年1月1日から適用されます。

**Observation : バリューチェーンの考慮事項**

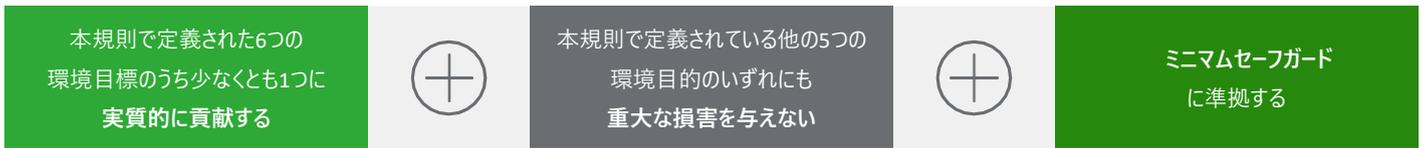
ECは、そのFAQ（FAQ8）において、ほとんどの場合、気候委任法の活動の説明にはバリューチェーンへの参照が含まれていないため、タクソミーに適合する活動の報告は、一般的に、企業のバリューチェーンの評価を伴わないことを確認しました。同様に、企業は、特に適格性報告の段階でサプライヤーの持続可能性を評価することは期待されていません。詳細はFAQに記載されています。

## ステップ2-技術的規準への準拠性のレビュー

2番目のステップは、適格な活動（ステップ1による）がタクソミーに準拠しているかどうかの特定です。

各活動の技術的スクリーニング規準は定性的及び定量的であり、EUタクソミーで定義されています。活動がタクソミー規則の下でサステナブルであるかどうか判断するために、この規準が満たされなければなりません。

適格な活動が準拠しなければならない3つの技術的規準があります。





本規則で定義された6つの環境目標のうち少なくとも1つに実質的に貢献する



1. 適格な活動は、さらに以下の6つの環境目標のうち1つ以上に実質的に貢献する必要があります。

- a. 気候変動の緩和
- b. 気候変動への適応
- c. 水及び海洋資源の保全
- d. 循環経済への移行
- e. 汚染の予防及び管理
- f. 生物多様性及び生態系の保護と回復

2022年1月1日から報告が求められる開示は、タクソミー規則で定義されている最初の2つの気候関連環境目的に関するものです。

- **気候変動の緩和**：パリ協定で示されているように、世界の平均気温の上昇を2°Cを十分下回る水準に維持し、産業革命前の水準から1.5°C上昇に抑える努力を追求するプロセス
- **気候変動への適応**：実際及び予想される気候変動とその影響に適応するプロセス

6つの環境目的のうち1つ以上に実質的に貢献している場合、活動を適合させることができます。気候変動の緩和には、以下が含まれます。

- **低炭素活動** – 2050年までのカーボンニュートラル経済に適合
- **移行活動** – まだカーボンニュートラルではないがカーボンニュートラル経済に貢献
- **支援活動** – 他の活動による実質的な貢献（CO2排出量が削減など）を直接可能にする活動

気候変動への適応には、以下が含まれます。

- **適応活動** – 重要な問題を特定するために気候リスク脆弱性評価を実施した後に気候変動に適応するための措置
- **支援活動** – 気候変動の悪影響を防止及び/または制限する解決策を提供することによって、他の活動による適応を直接可能にする活動

適格とはされていませんが、気候目標の1つに実質的に貢献していると考えられる活動については、EU [サステナブル・ファイナンスのプラットフォーム](#) に対して要請を出し、技術的スクリーニング規準についてECにアドバイスをしてもらい、委任法令の将来のバージョンに含めてもらうことを検討してもらえます。

ECはまた、活動の適格性のレビューと対応する規準のスクリーニングを容易にするために、[EUタクソミー・コンパス](#)を発行しました。



本規則で定義されている他の  
5つの環境目標のいずれにも  
重大な損害を与えない



ミニマムセーフガード  
に準拠する

**2. 識別された活動は、EUタクソミー規則の残りの5つの環境目的のいずれにも重大な損害を与えてはなりません。**

EUタクソミー規則に含まれ、委任法令に明記されている重大な損害を与えない（do no significant harm：DNSH）規準は、活動がEUの6つの環境目的のいずれかに重大な損害を与えるかどうかを判断するための規則を定めています。これらの規準は、環境目標に固有のものである場合もあれば、例えば気候リスクと脆弱性の評価や環境影響評価などの一般的な要件を含む場合もあります。

**3. 識別された活動は、EUによって定義されたミニマムセーフガードに従う必要があります。**

活動は、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言及び国際人権章典において特定された8つの基本条約に定められた原則及び権利を含む、OECD多国籍企業ガイドライン及び国連ビジネス及び人権に関する指導原則を含む、最低限の人的及び労働的保障措施に従って行われるべきです。

EUのサステナブル・ファイナンスのプラットフォームは、2022年10月に、タクソミー規制に関連したミニマムセーフガードの適用についてアドバイスする[報告書](#)を最終化しました。このレポートは、企業や投資家が実際に要件をナビゲートできるようにすることを目的としています。

上記の基準（例：OECDガイドライン、国連指導原則）の分析を通じて、報告書は、ミニマムセーフガードの遵守を定義すべき次の4つの中核的なトピックを特定しています。

- 労働者の権利を含む人権
- 贈収賄・汚職
- 課税
- 公正な競争

報告書はまた、以下を考慮すべきであると推奨しています。

1. ミニマムセーフガード（MS）を遵守していないことを示すものとして、労働権、贈収賄、課税、公正な競争など、人権に関する企業のデューデリジエンスプロセスが不十分または不存在
2. MSへの不適合の兆候として、これらのトピックのいずれかの違反に対する企業の最終負担
3. ナショナル・コンタクト・ポイント「NCP」（OECDガイドラインの実施を支援するためにOECD諸国によって設立された機関）との協力の欠如と、OECD NCPによるOECDガイドラインの不遵守
4. ビジネス・人権リソースセンターによる、コンプライアンス違反の兆候としての申し立てへの非対応

### ステップ3-タクソミー準拠の程度を計算する-KPI

非金融会社について開示される3つのKPIは以下のとおりです。

1. **売上高** - タクソミー準拠である製品またはサービス（「純売上高」は会計指令第2条第5項に規定されている；IFRS基準を適用する企業は、IAS第1号第82項（a）に従って「収益」を表示すべきである）から得られる純売上高の割合。
2. **CapEx** - 既にタクソミー準拠であるか、またはタクソミー準拠を延長または達成するための達成可能な計画の一部である経済活動で発生した総設備投資（有形資産と無形資産の両方）の割合。タクソミー準拠活動からの生産物の購入に関連するCapExと、エネルギー効率機器や電気自動車の充電ステーションなどの特定の個別措置も含まれるが、その措置が18か月以内に実施され、運用されることを条件とする。
3. **OpEx** - タクソミー準拠の活動または計画の一部（研究開発、建物の改修、短期リース、維持修繕に関する直接費用）に関連する費用の割合。タクソミー準拠の活動からの生産物の購入に関連するOpExと、温室効果ガス削減につながる特定の個別措置も含まれるが、その措置が18か月以内に実施され、運用されることを条件とする。設備投資及び費用の計画は、行政機関またはその他の適切なコーポレート機能によって承認される必要がある。

『**開示委任法**』は、EUタクソミー規則第8条に基づく開示義務を規定しています。同法の付録Iは、非金融会社に対し、開示すべきKPIの内容、KPIに付随する背景等の情報及びKPIの報告方法を提供しています。

非金融会社は以下を実施する必要があります。

- 移行活動及び支援活動のサブセットを含む各経済活動を特定する；
- 各経済活動のKPI及び全ての経済活動のKPIの合計を当該企業又はグループのレベルで開示する；
- 環境目標ごとのKPIと、すべての環境目標を対象とした企業またはグループのレベルでのすべての環境目標のKPIの合計を開示し、二重計上を避ける；
- 以下を識別する：
  - タクソミー準拠の経済活動の割合；
  - 技術的スクリーニング規程を満たさないタクソミー適格経済活動の割合；
  - タクソミー適格な経済活動のうち、タクソミー準拠となっている割合；
- タクソミー適格ではない経済活動を特定し、企業またはグループのレベルでそれらの経済活動が売上高KPIの分母に占める割合を開示する；
- KPIは、当該企業が個別の非財務諸表のみを作成している場合は個別企業のレベル、当該企業が連結の非財務諸表を作成している場合はグループのレベルで提供される。

KPIは、付録IIのテンプレートを使用して表形式で表示し、移行活動や支援活動を含む追求する経済活動、到達した環境目標に基づいてKPIの内訳を提供する必要があります。付録Iは、IFRSの代わりに自国のGAAPを適用する非金融会社のガイダンスを提供しています。

例として、タクソミー準拠の経済活動に関連する製品またはサービスからの売上高の割合を開示するために使用されるテンプレートは次のとおりである<sup>11</sup>：

11. テンプレートの作成方法の詳細については、開示委任法の付録IIを参照。

| 経済活動  | コード | 売上高<br>通貨 | 売上高の割合<br>% | 実質的な貢献基準 |          |            |          |           |                 | DNSH基準<br>（「重大な損害を与えない」） |          |            |          |           |                 | ミニムムセーフガード | タクソノミー 準拠のN年の売上高に<br>対する割合<br>パーセント | タクソノミー 準拠のN-1年の売上高<br>に対する割合<br>パーセント | カテゴリー（支援活動または）<br>E | カテゴリー（移行活動）<br>T |
|---|-----|-----------|-------------|----------|----------|------------|----------|-----------|-----------------|--------------------------|----------|------------|----------|-----------|-----------------|------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|------------------|
|   |     |           |             | 気候変動の緩和  | 気候変動への適応 | 水及び海洋資源の保全 | 循環経済への移行 | 汚染の予防及び管理 | 生物多様性と生態系の保護と回復 | 気候変動の緩和                  | 気候変動への適応 | 水及び海洋資源の保全 | 循環経済への移行 | 汚染の予防及び管理 | 生物多様性と生態系の保護と回復 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| <b>A. タクソノミー適格活動</b>                                  |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| <b>A.1. 環境に配慮したサステナブルな活動（タクソノミー準拠）</b>                |     |           |             |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| 活動1   |     |           | %           | %        | %        | %          | %        | %         | %               | Y                        | Y        | Y          | Y        | Y         | Y               | %          |                                     |                                       | E                   |                  |
| 活動2   |     |           | %           | %        | %        | %          | %        | %         | %               | Y                        | Y        |            | Y        | Y         | Y               | %          |                                     |                                       |                     |                  |
| 環境的に持続可能な活動の売上高（タクソノミー準拠）（A.1）                        |     |           | %           | %        | %        | %          | %        | %         |                 |                          |          |            |          |           |                 | %          |                                     |                                       |                     |                  |
| <b>A.2 タクソノミー適格であるが環境的にサステナブルではない活動（タクソノミー準拠ではない）</b> |     |           |             |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| 活動1   |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| 活動3   |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| タクソノミー適格であるが環境的にサステナブルでない活動（タクソノミー準拠ではない）の売上高（A.2）    |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| <b>合計（A.1+A.2）</b>                                    |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 | %          |                                     | %                                     |                     |                  |
| <b>B. タクソノミーに適格ではない活動</b>                             |     |           |             |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| タクソノミーに適格ではない活動の売上高（B）                                |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |
| <b>合計（A+B）</b>  |     |           | %           |          |          |            |          |           |                 |                          |          |            |          |           |                 |            |                                     |                                       |                     |                  |

**Observation : 定義**

委任法令では、経済活動、売上高、CapEx、OpExなど、日常的に使用される用語に特定の定義を与えています。企業は、これらの定義をKPIの計算に適用する際には、財務諸表の項目からは読み取ることができない場合があるため、注意が必要です。例えば、タクソミーの意味におけるOpExの定義は、IFRS会計基準で営業費用として扱われるものよりもはるかに狭く、有形固定資産の維持及びサービスに関連する費用（資本的支出でないもの）を対象とし、減価償却費や設備関連費用を除外しています。IFRS第16号の使用権資産の認識につながるリースのみ、CapExの計算には、を含めるべきです。

**Observation : 経済活動の特定**

3つのKPIを開示できるようにするためには、適格かつ準拠の経済活動の特定は、報告主体の視点だけでなく、その主体が行った購買や投資に関連して検討する必要があります。後者は、報告主体に対する製品やサービスの供給者である別の主体の活動の適格性と準拠性を考慮することを伴います。これにより、例えば、準拠活動に関する売上高はゼロで、OpExまたはCapExのみを報告する企業が出てくる可能性があります。

**追加の説明情報**

KPIに加えて、開示委任法の付録IIは、以下を含む必要で詳細な説明情報を定めています。

- KPIの分子への配分を含む、「環境的にサステナブルな」売上高、営業支出、設備投資の計算を説明する会計方針
- タクソミー準拠の活動とタクソミー適格の活動の性質の説明、経済活動全体の観点から、売上高、CapExとOpExのKPIの分子への配分における二重計上の回避方法、複数の目的に寄与する経済活動の計上方法、KPIの分解の基礎を含む、EUタクソミー規則へ遵守の評価
- 3つのKPIに関する次の説明情報。
  - KPIの算出方法；
  - 各KPIの数値の説明及び報告期間中に数値が変動した理由；
  - 経済活動の性質；
  - KPIの基礎となる計画

企業は、タクソミー準拠でない経済活動に関する技術的スクリーニング基準の評価を開示する必要はありませんが、投資家は将来のタクソミー準拠への計画を理解するのに役立つように、開示することを望むかもしれません。

**開示要求：NFRD（及び施行後のCSRD）の対象となる金融会社**

金融会社の開示要求は、事業形態（銀行、投資会社、資産運用会社、保険会社／再保険会社）や活動内容（融資・投資・保険）によって異なります。報告される指標の多くは、基礎となる投資先企業が報告したKPIに依存しています。NFRD（及びCSRD施行後はCSRD）の範囲内で金融会社が開示しなければならないKPIは、金融活動におけるタクソミー準拠活動の割合に関連しており、開示委任法で以下のように規定されています。

● **信用機関（銀行）** – 付録V及びVI – グリーン資産比率（GAR）

信用機関の主要なKPIは、グリーン資産比率（GAR）であり、これは、信用機関の資産が対象資産（資産の種類連結の健全性範囲に従って資産計上されたエクスポージャー）全体に占めるタクソミー準拠活動への投資割合として定義されます。

環境的にサステナブルな資産によって追求される環境目的の内訳、取引相手の種類、移行活動と支援活動のサブセットも提供されるべきです。信用機関はまた、オフバランス資産のKPIと、段階的導入期間を条件として、他の非財務活動に関連する手数料と手数料のKPI、及び該当する場合はトレーディング勘定のKPIを報告する必要があります。

● **投資会社** – 付録VII及び付録VIII

企業は、コア投資サービス及び自己勘定取引のグリーン活動（GAR）に関するKPIと、自己勘定で取引を行わないサービス及び活動に関するKPIを開示する必要があります。投資会社は、自己勘定で取引する投資会社のサービスと活動のGARを計算するために、基礎となる投資先企業のKPIに依存する必要があります。

● **資産運用会社** – グリーン投資比率（GIR） – 付録III及びIV

GIRは、資産運用会社が管理するすべての対象資産の価値に占める、合計した及び個々のポートフォリオ管理活動からのタクソミー準拠の投資の割合として定義されます。資産運用会社は、投資先企業のKPIに依存して独自のGIRを計算する必要があります。資産運用会社は、さらに、各環境目的の内訳を提供し、環境的にサステナブルな経済活動の集計については、移行及び支援活動のサブセットと投資の種類を提供する必要があります。

● **保険者及び再保険者** – 付録IX及び付録X

保険会社及び再保険会社は、グリーン活動に資金を提供する投資活動及び引受活動に関するKPIを開示する必要があります。投資KPIは、保険会社及び再保険事業者の引受活動から生じる資金に対する投資方針に関するものです。引受KPIは直接引受業務に関係します。

なお、デリバティブは、資産や経済活動の資金調達ではなく、カウンターパーティ・リスクの軽減に主に利用されることから、金融会社のKPIの分子からは除外されています。ただし、金融機関の総資産をカバーするため、金融機関のグリーンレシオの分母にはデリバティブを含めます。

タクソミー規則が適用される1年目及び2年目（2021年及び2022年1月1日以降開始する期間）には、開示委任法第10条第2項に規定されているように、金融事業者は特定の開示のみを行う必要があります。適用日の詳細については、以下を参照してください。

開示委任法は、第8条の開示義務を遵守するための詳細な規則を定めており、KPIの内容、方法論及び表示は、多くの付録に定められています。

計算に関する情報は、開示委任法に従って開示されるべきです。

**追加の説明情報**

KPIに加えて、開示委任法の付録XIは、以下を含む金融機関に必要とされる詳細なコンテキスト情報を定めています。

- KPIに関する説明情報（例えば、資産・活動の範囲やデータソース）
- タクソミー準拠の経済活動の性質と目的の説明、及びこれらの活動の時系列の変化
- EUタクソミー規則への遵守の記載

**開示する場所：NFRDの適用範囲内のすべての企業（及び施行のCSRD）**

企業は、各法域の制度に応じて、年次報告書または別の報告書内の非財務諸表で開示すべきです。CSRDが施行されると、タクソミーの開示は、マネジメント・レポートの専用セクションとなるサステナビリティ報告に含まれます。[開示委任法の付録](#)は、使用が義務付けられている報告テンプレートを提供しています。

**適用日：NFRDの適用範囲内の会社（及び施行後のCSRD）**

開示委任法は段階的に適用されており、2021年の活動に基づいて2022年1月1日以降に発行される報告書において最初の開示が要求されています。以下に示す最初の要件は、最初の2つの気候関連の環境目標（気候変動緩和と気候変動適応）のみを開示することです。残りの目標に対する報告は、それらの目標の技術的スクリーニング規準を含む委任規則が採択された1年後に導入されます<sup>12</sup>。

12. [開示委任法第8条第5項](#)

| レポートの発行日                  | 報告期間  | 開示要件  |
|---------------------------|-------|---|
| 2022年1月1日以降               | 2021年 | <p><b>非金融企業</b>は、気候変動の緩和と気候変動への適応という最初の2つの環境目的のための活動全体に関連して、定性的情報とタクソミー適格及びタクソミー非適格の経済活動<sup>13</sup>（総売上高、CapEx、OpEx）の割合を開示します。これらの活動のタクソミー準拠に関する情報は、この年は要求されていないことに注意してください。</p> <p><b>金融企業</b>は、<a href="#">開示委任法第10条第2項に定める一定の開示事項</a>のみを開示します。</p> |
| 2023年1月1日以降               | 2022年 | <p><b>非金融企業</b>：開示委任法は、最初の2つの環境目的について完全に適用されます<sup>14</sup>。活動全体に関連し、かつ、同法に規定する表形式で、定性的な情報及びタクソミー準拠の経済活動及びタクソミー適格の経済活動（総売上高、CapEx、OpEx）の双方の割合を開示することが要求されます。</p> <p><b>金融機関</b>：前期と同様（上記参照）。</p>  |
| 2024年1月1日以降 <sup>15</sup> | 2023年 | <p><b>金融機関</b>：開示委任法が「ソブリン債及び非NFRD適用企業へのエクスポージャーや投資がKPIに完全には反映されていない可能性があることを理解した上で」完全に適用となります。</p>   |
| 2026年1月1日以降               | 2025年 | <p>信用機関（銀行）のトレーディング勘定及び非銀行活動のKPIに開示委任法が適用されます。</p>  |

**Observation：比較情報の開示**

金融機関と非金融企業の両方とも、KPIの比較情報を含める必要がありますが、これは2021年と2022年の報告期間には要求されません。企業は（非金融企業の場合）、2023年の報告期間から比較情報を開示する必要があり、その際は2022年の情報を比較情報として開示します。

**Observation：データ収集の課題**

データの照合には、企業によっては多大な時間とリソースが必要になります。企業は、EUタクソミーによって定められた規準と定義を満たすために必要なデータを収集するためのプロセスとシステムの導入を計画する必要があります。また、データの正確性、完全性、トレーサビリティを確保するために、内部統制を導入する必要があります。

企業は、報告すべき情報を理解するために専門家の知識と専門的意見を必要とする場合があります。議論の対象となる活動によっては、適格性と準拠性の評価には複雑な考慮が必要であり、社内の複数の分野の専門家（財務報告、サステナビリティチーム、技術的主題の専門家など）の関与や、外部専門家からの意見を必要とする場合があります。

13. 「タクソミー適格な経済活動」とは、EUタクソミーの経済活動リストに沿って、6つの環境目的のうち1つ以上に貢献する可能性のある活動です。

14. 残りの4つの目標に対する報告は、これらの目標の技術的スクリーニング規準を含む委任規則が採択されてから12か月後に導入されます。現在、これがいつになるかは明らかではありません。

15. CSRD法は段階的に施行され、最も早い適用は2024年1月1日以降に開始される会計年度です。

**Observation : 最初の報告要件に関するガイダンス**

ECは、開示委任法に関する様々なFAQ文書を公表しています。

- [EUタクソミー第8条委任法とは何か、実務上どのように機能するのか。](#)
- 企業がタクソミー適合の経済活動を報告し、開示委任法の要件を適用するのに役立つ[FAQ第2弾](#)が2021年12月に発行されました（2022年1月に更新）。これには、例えば、開示委任法の適用、定義の明確化、及び混合グループ（金融事業と非金融会社の両方）の報告のための段階的なスケジュールが含まれます。
- 2022年2月には、開示委任法の実施を支援するために、開示委任法の内容を明確にすることを目的として、[さらなるFAQ](#)が発行されました（その後、2022年10月に官報に掲載）。FAQは非金融会社；金融会社；資産運用会社；保険会社；信用機関；債券市場；一般的な質問；及び、同法が他の規制とどのように相互作用するかについての質問をカバーしています。

加えて、

- サステナブル・ファイナンスのプラットフォームは、タクソミー適格報告の一部として自主的な情報を開示する企業を支援し、タクソミー準拠報告の義務化への移行に備えるのに役立つ[付録](#)を発行しました。
- 欧州委員会は追加のFAQを発行しています。
  - [EUタクソミーとは何か、実務上どのように機能するのか。](#)
  - [受託者責任、投資及び保険の助言に関するタクソミー気候委任法及び改正委任法](#)
- ESMAは、タクソミー第8条で要求されている開示を、2022年の上場企業の年次財務報告の重点分野とすることを[声明の中で](#)言及しており、ESMAが注目しているEUタクソミー規則の要件について議論しています。

**保証**

EUタクソミー規則自体は、第三者による開示の検証について言及していません。しかし、EU加盟国の中には既に非財務情報への保証を求めている国もあります。企業がCSRの範囲に入ると、企業のサステナビリティ報告には限定保証が義務付けられます。この報告には以下が含まれます。

- EUタクソミー規則に基づいてマネジメント・レポートに報告される指標（すなわち、企業の「グリーン」な売上高、CaPex、OpEx）。これは、会計指令第34条第1項の新（aa）に明記されています。
- 企業が報告すべき情報を特定するために実施するプロセス。これは、報告された情報が正確で信頼できるものであることを担保するために役立ちます。

ECは、合理的保証に移行するかどうかを将来的に検討します。

なお、金融市場参加者による契約前及び定期的な報告については、デュー・ディリジェンスの義務が存在しており、また、財務諸表監査の監査人は、財務諸表との整合性や監査で得られた知識との整合性を確認するために、年次報告書に含まれるその他の記載内容を通読する必要があります。

**詳細情報**

内容についてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusにある連絡先にお問い合わせください。

デロイト会計リサーチツール（DART）は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)はIFRS基準の全文にアクセスが可能であり、以下のリンク先があります：

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル、IFRS基準に基づく報告のガイダンスを提供します。
- IFRS基準に基づいて報告する事業体の財務諸表のモデル化

また、iGAAPの数字のボリュームを超えては、企業の価値を大幅に高めることができる、より広範な環境、社会、ガバナンスの問題に照らして企業が考慮しなければならない開示要求および推奨事項に関するガイダンスを提供しています。

DARTでiGAAPのサブスクリプションを申請するには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格など、DARTにおけるiGAAPの詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

## 主要連絡先

### グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティングリーダー

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRS Centres of Excellence

#### Americas

|               |                  |  |
|---------------|------------------|--|
| Argentina     | Fernando Lattuca | <a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>         |
| Canada        | Karen Higgins    | <a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>                 |
| Mexico        | Miguel Millan    | <a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a> |
| United States | Magnus Orrell    | <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>       |
|               | Ignacio Perez    | <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>       |

#### Asia-Pacific

|           |                  |  |
|-----------|------------------|--|
|           | Shinya Iwasaki   | <a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a> |
| Australia | Anna Crawford    | <a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a> |
| China     | Gordon Lee       | <a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a> |
| Japan     | Kazuaki Furuuchi | <a href="mailto:ifrs@tohatsu.co.jp">ifrs@tohatsu.co.jp</a>     |
| Singapore | Lin Leng Soh     | <a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a> |

#### Europe-Africa

|                |                       |  |
|----------------|-----------------------|--|
| Belgium        | Thomas Carlier        | <a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>     |
| Denmark        | Søren Nielsen         | <a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>                       |
| France         | Irène Piquin Gable    | <a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>                       |
|                | Laurence Rivat        | <a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>                       |
| Germany        | Jens Berger           | <a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>                       |
| Italy          | Massimiliano Semprini | <a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>                 |
| Luxembourg     | Martin Flaunet        | <a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>                       |
| Netherlands    | Ralph Ter Hoeven      | <a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>                       |
| South Africa   | Nita Ranchod          | <a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>                 |
| Spain          | José Luis Daroca      | <a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>                       |
| Sweden         | Fredrik Walmeus       | <a href="mailto:eifrs@deloitte.se">eifrs@deloitte.se</a>                     |
| Switzerland    | Nadine Kusche         | <a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>               |
| United Kingdom | Elizabeth Chrispin    | <a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a> |

原文（英語）：[iGAAP in Focus — EU Taxonomy — corporate reporting requirements](#)

### [サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301